

【 注射 】

802 ビタミン剤（ビタミンB₁₂製剤を除く。）【注射薬】（外来時）の算定について

《令和8年3月31日》

○ 取扱い

外来時のビタミン剤（ビタミンB₁₂製剤を除く。）【注射薬】の算定は、次のとおりとする。

- (1) 適応傷病名、症状詳記又はコメントがあり、それらの内容が医学的に妥当である場合は、原則として認められる。
- (2) 適応傷病名、症状詳記又はコメントがない場合は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

ビタミン剤【注射薬】は、厚生労働省告示^{※1}に「入院中の患者以外の患者に対して投与されたビタミン剤については、当該患者の疾患又は症状の原因がビタミンの欠乏又は代謝異常であることが明らかであり、かつ、必要なビタミンを食事により摂取することが困難である場合その他これに準ずる場合であって、医師が当該ビタミン剤の注射が有効であると判断した場合を除き、これを算定しない。」と示されている。

また、同通知に^{※2}「ビタミン剤に係る薬剤料を算定する場合には、当該ビタミン剤の投与が必要かつ有効と判断した趣旨を具体的に診療録及び診療報酬明細書に記載しなければならない。ただし、病名によりビタミン剤の投与が必要、かつ、有効と判断できる場合は趣旨を診療報酬明細書に記載することは要しない。」と示されており、上記要件に合致する記載がある場合は、当該医薬品の投与は妥当である。

以上のことから、外来時のビタミン剤（ビタミンB₁₂製剤を除く。）【注射薬】の算定は、症状詳記又はコメントがあり、それらの内容が医学的に妥当である場合は原則として認められ、ない場合は原則として認められないと判断した。

(※1) 診療報酬の算定方法

(※2) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について